

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和5年10月4日（諮問（個）第7号）

答申 日：令和6年4月9日（答申（個）第7号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、「和歌山市への事務移管による文書引継ぎのため」との理由で本件開示請求に係る保有個人情報を保有していないとする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年4月21日付け和相セ障第33号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年4月24日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
開示をするべきである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容を要約する

と、おおむね次のとおりである。

- (1) 裁判になっており、和歌山県に存在する。
- (2) 当時平成 10 年の県知事、助役、〇〇も所持している。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示決定通知書、審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本県の保有個人情報開示制度において、何人も、法第 76 条第 1 項の規定により、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
ただし、実施機関は、当該開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、法第 82 条第 2 項の規定により、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (2) 本件開示請求では、審査請求人の平成 8 年からの身体障害手帳の申出から決裁までの全ての保有個人情報が求められているが、和歌山市に居住する住民の身体障害者手帳に係る事務は、和歌山市の所管事務であるため、処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報を保有していないことから、法第 82 条第 2 項の規定により、本件処分を行った。

第 5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、審査請求人の身体障害者手帳の交付申請から決裁に係る全ての保有個人情報の開示が求められている。

2 本件処分の妥当性について

身体障害者手帳については、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が身体障害者福祉法第 15 条及び同法第 43 条の 2 の規定により交付することとされている。

和歌山市が平成 9 年 4 月 1 日付けで中核市に移行したことは、公知の事実である。そして、これに伴い、同手帳発行に係る事務は、和歌山県から和歌山市に移管されており、当該事務に係る公文書についても、併せて移管されているものと認められ

る。

当審議会では、上記公文書移管の事実を、公文書分類表及び公文書管理簿等により確認しようとしたが、公文書分類表及び公文書管理簿等の一部が適切に作成されていなかったため、上記公文書移管の事実を確認することはできなかった。この点について、当審議会としては、実施機関に対し、適切な事務処理を強く要請するものである。

もっとも、当該公文書が和歌山市に移管されたことは制度上明らかであるから、実施機関の執務室及び書庫に当該公文書は現存せず、本件開示請求に係る保有個人情報については、中核市である和歌山市に移管したため保有していないという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和5年10月4日	○諮問（実施機関）
令和6年2月16日	○審議
令和6年3月14日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和５年４月１日	平成８年以降の身体障害手帳の申請から決裁に係る 全ての書面